第１２２期 決 算 公 告

2025年6月27日

愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社 伊 予 銀 行
取締役頭取 三好 賢治

貸 借 対 照 表 (2025年 3月31日現在)

（単位 百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,120,145	預金	6,517,021
現金	53,519	当座預金	324,692
預け金	1,066,625	普通預金	3,659,109
コールローン	15,400	貯蓄預金	114,700
買入金銭債権	3,818	通知預金	12,066
商品有価証券	322	定期預金	2,068,817
商品国債	322	定期積金	11,586
金銭の信託	2,125	その他の預金	326,048
有価証券	1,836,646	譲渡性預金	616,007
国債	171,777	コールマネー	1,495
地方債	286,772	売現先勘定	131,946
社債	76,875	債券貸借取引受入担保金	159,757
株式	346,784	借用金	690,855
その他の証券	954,437	借入金	690,855
貸出金	5,880,012	外国為替	948
割引手形	7,402	売渡外国為替	616
手形貸付	14,301	未払外国為替	331
証書貸付	5,113,787	信託勘定借	1,689
当座貸越	744,521	その他負債	139,037
外国為替	6,650	未決済為替借	40
外国他店預け	6,418	未払法人税等	12,828
買入外国為替	164	未払費用	10,582
取立外国為替	67	前受収益	2,426
その他資産	146,066	給付補填備金	2
前払費用	1,199	金融派生商品	57,621
未収収益	10,179	金融商品等受入担保金	40,245
先物取引差入証拠金	5,838	リース債務	2,898
金融派生商品	52,481	資産除去債務	43
金融商品等差入担保金	33,925	その他の負債	12,346
その他の資産	42,442	賞与引当金	2,140
有形固定資産	84,138	退職給付引当金	10,879
建物	30,123	睡眠預金払戻損失引当金	386
土地	48,054	偶発損失引当金	1,186
リース資産	2,627	株式報酬引当金	618
建設仮勘定	179	固定資産解体費用引当金	1,014
その他の有形固定資産	3,153	繰延税金負債	73,062
無形固定資産	12,605	再評価に係る繰延税金負債	9,622
ソフトウェア	9,889	支払承諾	39,511
その他の無形固定資産	2,716	負債の部合計	8,397,181
前払年金費用	34,721	（純資産の部）	
支払承諾見返	39,511	資本金	20,948
貸倒引当金	△ 32,909	資本剰余金	10,480
		資本準備金	10,480
		利益剰余金	515,358
		利益準備金	20,948
		その他利益剰余金	494,410
		圧縮記帳積立金	1,960
		別途積立金	393,594
		繰越利益剰余金	98,855
		株主資本合計	546,787
		その他有価証券評価差額金	174,525
		繰延ヘッジ損益	12,307
		土地再評価差額金	18,457
		評価・換算差額等合計	205,289
		純資産の部合計	752,077
資産の部合計	9,149,258	負債及び純資産の部合計	9,149,258

損益計算書（2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
経常収益		209,915
資金運用収益	144,828	
貸出金利息	91,748	
有価証券利息配当金	49,008	
コールローン利息	300	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	15	
預け金利息	3,376	
その他の受入利息	379	
信託報酬	8	
役務取引等収益	13,733	
受入為替手数料	3,176	
その他の役務収益	10,556	
その他業務収益	31,969	
外国為替売買益	6,440	
国債等債券売却益	24,572	
国債等債券償還益	9	
金融派生商品収益	946	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	19,375	
償却債権取立益	324	
株式等売却益	17,582	
金銭の信託運用益	83	
その他の経常収益	1,384	
経常費用		137,422
資金調達費用	55,607	
預金利息	15,561	
譲渡性預金利息	1,134	
コールマネー利息	736	
売現先利息	6,208	
債券貸借取引支払利息	8,926	
借用金利息	7,659	
金利スワップ支払利息	15,302	
その他の支払利息	78	
役務取引等費用	6,883	
支払為替手数料	980	
その他の役務費用	5,902	
その他業務費用	7,912	
商品有価証券売買損	10	
国債等債券売却損	7,902	
営業経費	63,608	
その他経常費用	3,409	
貸倒引当金繰入額	1,429	
貸出金償却	1	
株式等売却損	1,087	
株式等償却	93	
金銭の信託運用損	21	
その他の経常費用	776	
経常利益		72,493
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		779
固定資産処分損	357	
減損損失	224	
固定資産解体費用引当金繰入額	196	
税引前当期純利益		71,715
法人税、住民税及び事業税	19,961	
法人税等調整額	58	
法人税等合計		20,020
当期純利益		51,695

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１.及び２.(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　15年 ～ 40年

その他　５年 ～ 10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,343百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及

び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への株式会社いよぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

7．収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

8．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9．消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

1．当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金　32,909百万円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針　6．引当金の計上基準　(1)貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額　　170百万円

２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,746 百万円
危険債権額	71,568 百万円
要管理債権額	12,990 百万円
三月以上延滞債権額	1,888 百万円
貸出条件緩和債権額	11,102 百万円
小計額	93,305 百万円
正常債権額	6,095,393 百万円
合計額	6,188,698 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,566百万円であります。

４．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	723,221百万円
貸出金	615,781百万円
担保資産に対応する債務	
預金	26,412百万円
売現先勘定	131,946百万円
債券貸借取引受入担保金	159,757百万円
借用金	681,625百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券382百万円及びその他の資産35,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金0百万円及び敷金260百万円が含まれております。

５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,212,904百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のも

の又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,023,530百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6．土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条のうち主に第１号に定める地価公示価格、第２号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　10,702百万円

7．有形固定資産の減価償却累計額　　53,397 百万円

8．有形固定資産の圧縮記帳額　　8,138 百万円

9．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額は48,777百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　51 百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額　　2 百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額　　1,347 百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

14. 単体総自己資本比率（国際統一基準）は14.19％であります。

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額	3 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	76 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,564 百万円

2．関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社宇髙	―	銀行取引	資金の貸付	540	貸出金	573

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

2. 取引金額は平均残高を記載しております。

3. 株式会社宇髙は、当行取締役佐賀山隆氏の近親者が議決権の過半数を保有している会社であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券(2025年３月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△33

２．満期保有目的の債券(2025年３月31日現在)

該当事項はありません。

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2025年３月31日現在)

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）　上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	20
関連法人等株式	150

４．その他有価証券(2025年３月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	330,457	74,271	256,186
	債券	128,789	125,697	3,091
	国債	93,022	90,348	2,674
	地方債	23,556	23,260	296
	短期社債	－	－	－
	社債	12,210	12,089	120
	その他	432,666	405,453	27,213
	小計	891,913	605,422	286,490
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,982	5,766	△784
	債券	406,635	422,817	△16,181
	国債	78,755	78,969	△213
	地方債	263,215	278,335	△15,120
	短期社債	－	－	－
	社債	64,664	65,512	△847
	その他	509,609	528,044	△18,434
	小計	921,227	956,628	△35,400
合計		1,813,141	1,562,051	251,090

（注）　上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等	11,274
組合出資金等	12,605

市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計

基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 2024年４月１日 至 2025年３月31日)

該当事項はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2024年４月１日 至 2025年３月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21,157	12,370	418
債券	5,360	36	－
国債	4,862	27	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	498	9	－
その他	1,890,083	29,748	8,570
合計	1,916,601	42,155	8,989

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は88百万円(うち、株式88百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託(2025年３月31日現在)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の金銭の信託(2025年３月31日現在)

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年３月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	2,125	1,443	682	742	60

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	11,195 百万円
土地減損損失	744
賞与引当金	652
減価償却費	551
その他	4,639
繰延税金資産小計	17,784
評価性引当額	△1,030
繰延税金資産合計	16,753
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△78,298
繰延ヘッジ損益	△5,633
前払年金費用	△4,986
圧縮記帳積立金	△897
繰延税金負債合計	△89,815
繰延税金負債の純額	△73,062 百万円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025 年法律第 13 号）」が 2025 年３月 31 日に成立したことに伴い、2026 年４月１日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.5%から、2026 年４月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 31.4%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 283 百万円増加、繰延税金負債は 2,431 百万円増加、その他有価証券評価差額金は 2,244 百万円減少、繰延ヘッジ損益は 161 百万円減少、圧縮記帳積立金は 25 百万円減少、繰越利益剰余金は 25 百万円増加、法人税等調整額は 258 百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は 275 百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	2,399円66銭
２．１株当たりの当期純利益金額	164円94銭

信 託 財 産 残 高 表
(2025年 3月31日現在)

(単位 :百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	1,689	金銭信託	2,249
現金預け金	560		
合計	2,249	合計	2,249

(注) 1．記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。
2．共同信託他社管理財産 ―百万円

元本補てん契約のある信託
金銭信託

(単位 :百万円)

資産	金額	負債	金額
銀行勘定貸	1,689	元本	1,689
合計	1,689	合計	1,689

連結貸借対照表

（ 2025年3月31日現在 ）

（単位 百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,120,145	預金	6,516,710
コールローン及び買入手形	15,400	譲渡性預金	616,007
買入金銭債権	3,818	コールマネー及び売渡手形	1,495
商品有価証券	322	売現先勘定	131,946
金銭の信託	2,125	債券貸借取引受入担保金	159,757
有価証券	1,836,626	借用金	690,855
貸出金	5,880,012	外国為替	948
外国為替	6,650	信託勘定借	1,689
その他資産	146,071	その他負債	139,123
有形固定資産	84,143	賞与引当金	2,199
建物	30,123	退職給付に係る負債	7,922
土地	48,054	睡眠預金払戻損失引当金	386
リース資産	2,632	偶発損失引当金	1,186
建設仮勘定	179	株式報酬引当金	618
その他の有形固定資産	3,153	固定資産解体費用引当金	1,014
無形固定資産	12,605	繰延税金負債	77,649
ソフトウェア	9,889	再評価に係る繰延税金負債	9,622
その他の無形固定資産	2,716	支払承諾	39,511
退職給付に係る資産	46,799	負債の部合計	8,398,645
繰延税金資産	26	（純資産の部）	
支払承諾見返	39,511	資本金	20,948
貸倒引当金	△ 32,909	資本剰余金	21,216
		利益剰余金	504,799
		株主資本合計	546,964
		その他有価証券評価差額金	174,525
		繰延ヘッジ損益	12,307
		土地再評価差額金	18,457
		退職給付に係る調整累計額	10,452
		その他の包括利益累計額合計	215,741
		純資産の部合計	762,706
資産の部合計	9,161,351	負債及び純資産の部合計	9,161,351

連結損益計算書

（ 2024年4月1日から　2025年3月31日まで ）

（単位 百万円）

科目	金額	
経常収益		209,902
資金運用収益	144,828	
貸出金利息	91,748	
有価証券利息配当金	49,008	
コールローン利息及び買入手形利息	300	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	15	
預け金利息	3,376	
その他の受入利息	379	
信託報酬	8	
役務取引等収益	13,733	
その他業務収益	31,974	
その他経常収益	19,357	
償却債権取立益	324	
その他の経常収益	19,033	
経常費用		137,398
資金調達費用	55,607	
預金利息	15,561	
譲渡性預金利息	1,134	
コールマネー利息及び売渡手形利息	736	
売現先利息	6,208	
債券貸借取引支払利息	8,926	
借用金利息	7,659	
その他の支払利息	15,380	
役務取引等費用	6,883	
その他業務費用	7,914	
営業経費	63,582	
その他経常費用	3,409	
貸倒引当金繰入額	1,429	
その他の経常費用	1,980	
経常利益		72,503
特別利益		1
固定資産処分益	1	
特別損失		779
固定資産処分損	357	
減損損失	224	
固定資産解体費用引当金繰入額	196	
税金等調整前当期純利益		71,726
法人税、住民税及び事業税	19,974	
法人税等調整額	47	
法人税等合計		20,022
当期純利益		51,704
親会社株主に帰属する当期純利益		51,704

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１　連結の範囲に関する事項
（１）連結される子会社及び子法人等　　２社
会社名
いよぎんビジネスサービス株式会社
株式会社いよぎんＣｈａｌｌｅｎｇｅ＆Ｓｍｉｌｅ
（２）非連結の子会社及び子法人等　　該当事項はありません。

２　持分法の適用に関する事項
（１）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　　該当事項はありません。
（２）持分法適用の関連法人等　　該当事項はありません。
（３）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　該当事項はありません。
（４）持分法非適用の関連法人等　　３社
持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　２社

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記１．及び２．(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　15年 ～ 40年

その他　５年 ～ 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正等を加えて算定しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,343百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定管理部署が査定結果を検証のうえ資産査定監査部署が査定結果を監査しております。

６．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

７．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき必要と認められる額を計上しております。

８．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

９．株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、株式交付規程に基づく当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員への株式会社いよぎんホールディングスの株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

10．固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、当行が保有する本店等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 ： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 ： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13．重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に預金・貸出業務、為替業務及び証券関連業務等に付随する役務提供の対価としての収益であり、役務提供等により約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

14．重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年９月 13 日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年９月 13 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

１．概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

２．適用予定日

2028 年３月期の期首より適用予定であります。

３．当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は現在評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（貸倒引当金）

１．当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

貸倒引当金　32,909百万円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項　５．貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）　150百万円

２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,746	百万円
危険債権額	71,568	百万円
要管理債権額	12,990	百万円
三月以上延滞債権額	1,888	百万円
貸出条件緩和債権額	11,102	百万円
小計額	93,305	百万円
正常債権額	6,095,393	百万円
合計額	6,188,698	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,566百万円であります。

４．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	723,221百万円
貸出金	615,781百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,412百万円
売現先勘定	131,946百万円
債券貸借取引受入担保金	159,757百万円
借用金	681,625百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券382百万円及びその他資産35,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金5,838百万円、金融商品等差入担保金33,925百万円、保証金0百万円及び敷金260百万円が含まれております。

５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,212,904百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,023,530百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

６．土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条のうち主に第１号に定める地価公示価格、第２号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　10,702 百万円

７．有形固定資産の減価償却累計額　　53,407 百万円

８．有形固定資産の圧縮記帳額　　8,138 百万円

９．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は48,777百万円であります。

10. 連結総自己資本比率（国際統一基準）は14.23％であります。

（連結損益計算書関係）

「その他の経常費用」には、貸出金償却1百万円、株式等償却93百万円を含んでおります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に金融サービス事業を行っております。そのため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、純投資目的及び経営政策目的で保有しているほか、一部売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建金融資産・負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段を発生別・残存期間別にグルーピングし、ヘッジ手段の残高がヘッジ対象の残高を上回っていないことを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、為替及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行においては、半年毎に「リスク管理計画」を取締役会で策定し、そのなかで信用リスクに関する方針を定めております。具体的には、特定のお取引先並びに実質的に同一とみなされるお取引先グループ、特定の業種への与信集中の抑制によるリスクの分散等を図っております。また、与信集中の抑制以外にも、内部格付別・営業ブロック別・全業種別等の与信状況について定期的に管理・分析を行っており、信用リスクの高度化による与信ポートフォリオの最適化に努めております。これらの管理状況の結果については、項目に応じて定期的に取締役会等へ報告を行っております。

また、リスク統括部を営業推進部門・審査関連部門から完全に独立した信用リスク管理部署と定め、「内部格付制度」を当行における信用リスク管理の根幹の制度と位置付け、その上で制度に関する基準を制定し、個社別の与信管理、業務運営等に活用しております。リスク統括部では、内部格付制度の設計・基準制定及び変更、内部格付制度の検証及び運用の監視等を所管しており、内部格付制度の適切な運営や格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う体制としております。

一方、審査関連部門は個別与信にかかる審査等を担当しており、営業推進部門から分離し審査の独立性を確保するとともに、融資に関する基本原則を遵守し、お取引先の財務状況や資金使途、返済能力等を勘案した厳正かつ総合的な審査を実施しております。なお、審査関連部門は、審査関連業務の企画、お取引先への与信審査、企業再生に係る経営相談、問題債権の管理及び担保評価等を担当する審査部、海事関連業者のお取引先への与信審査及び業界動向調査に特化したシップファイナンス部、個人ローン審査を担当する個人ローンセンターの３部センター体制としております。資産の自己査定については、資産査定基準の制定等をリスク統括部が所管した上で、営業店による１次査定、本部各部による２次査定ののち、リスク管理部（当行の完全親会社である株式会社いよぎんホールディングスの信用リスク統括部署）による検証を実施する等、厳正な運用体制を確保しております。

連結子会社においては、各社の保有する債権について、当行が保有する債権とあわせて、お取引先毎に管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクを適正にコントロールし、収益性と健全性を両立させていくため、グループＡＬＭ委員会を中心とする管理体制のもとで市場リスクの統合管理を行っております。

グループＡＬＭ委員会では、ギャップ法や時価評価分析、期間損益シミュレーション、ＶａＲ（バリュー・アット・リスク）等の多面的な手法を活用して、適時・的確にリスクの把握を行っております。これらの手法によるリスク分析に加え、収益構造分析、経済環境・市場予測等に基づいて、運用・調達の基本方針やリスク管理計画、ヘッジ戦略を検討しております。なお、市場取引部門については、取引を執行する部署及び決済等の事務を行う部署から独立したリスク管理部署であるリスク統括部を設置し、相互牽制を図っております。

また、半年毎に取締役会で策定している「リスク管理計画」においてリスク量のリミットを設定し、リスク統括部はその遵守状況のモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果を定期的に取締役会等

に報告を行っております。

（市場リスクに係る定量的情報）

当行では、市場リスクの計測をＶａＲにより行っております。ＶａＲの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99.9%、観測期間1,200営業日)を採用しております。

当行において主要な市場リスクは株式リスクと金利リスクであり、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引であります。

当連結会計年度末現在、株式リスクや金利リスクを含む当行の市場リスク量（損失額の推計値）は2,067億円であります。

なお、当行では、ＶａＲとＶａＲ計測期間に対応した実際の損益変動を比較するバックテスティングを定期的に実施し、使用する計測モデルの精度に問題がないことを確認しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動から統計的に算出した市場リスク量であり、市場環境が激変する状況下におけるリスクを適正に表せない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、ＡＬＭを通して、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません((注１)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 買入金銭債権	3,818	3,818	－
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	322	322	－
(3) 金銭の信託	2,125	2,125	－
(4) 有価証券(＊１)			
その他有価証券	1,812,595	1,812,595	－
(5) 貸出金	5,880,012	5,753,112	
貸倒引当金(＊２)	△32,676		
	5,847,336	5,753,112	△94,223
資産計	7,666,198	7,571,974	△94,223
(1) 預金	6,516,710	6,508,966	△7,743
(2) 譲渡性預金	616,007	616,007	－
(3) 借用金	690,855	678,606	△12,248
負債計	7,823,572	7,803,580	△19,992
デリバティブ取引(＊３)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,059	2,059	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,198)	(7,198)	－
デリバティブ取引計	(5,139)	(5,139)	－

（＊１）　有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

（＊４）　重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(＊１)(＊２)	11,324
組合出資金等(＊３)	12,706

（＊１）　市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　当連結会計年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

（＊３）　組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	1,066,625	－	－	－	－	－
コールローン及び買入手形	15,400	－	－	－	－	－
買入金銭債権	3,272	－	－	－	－	549
有価証券	191,215	121,383	113,228	80,236	177,335	270,382
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	191,215	121,383	113,228	80,236	177,335	270,382
うち国債	104,000	3,500	10,000	－	16,000	－
地方債	30,776	70,019	67,199	53,415	49,761	30,379
短期社債	－	－	－	－	－	－
社債	19,208	20,991	12,934	805	1,255	1,200
貸出金(＊)	1,349,902	1,127,432	870,149	648,952	656,228	1,122,609
合　計	2,626,417	1,248,815	983,377	729,188	833,564	1,393,540

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない79,751百万円、期間の定めのないもの24,986百万円は含めておりません。

（注３）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金(＊)	6,148,705	301,726	52,958	1,817	11,501	－
譲渡性預金	616,007	－	－	－	－	－
コールマネー及び売渡手形	1,495	－	－	－	－	－
売現先勘定	131,946	－	－	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	159,757	－	－	－	－	－
借用金	118,206	567,384	1,759	841	1,123	1,539
合　計	7,176,119	869,111	54,718	2,658	12,625	1,539

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
買入金銭債権	－	－	545	545
商品有価証券				
売買目的有価証券				
国債	322	－	－	322
金銭の信託	－	－	2,125	2,125
有価証券(＊)				
その他有価証券				
国債	95,106	76,670	－	171,777
地方債	－	286,772	－	286,772
社債	－	27,816	49,059	76,875
株式	335,440	－	－	335,440
その他	534,403	406,225	983	941,612
資産計	965,273	797,484	52,713	1,815,471
デリバティブ取引				
金利関連	26	19,202	－	19,228
通貨関連	－	△24,387	－	△24,387
株式関連	20	－	－	20
デリバティブ取引計	46	△5,185	－	△5,139

（＊）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は118万円であります。

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
買入金銭債権	－	－	3,272	3,272
金銭の信託	－	－	－	－
貸出金	－	－	5,753,112	5,753,112
資産計	－	－	5,756,385	5,756,385
預金	－	6,508,966	－	6,508,966
譲渡性預金	－	616,007	－	616,007
借用金	－	678,606	－	678,606
負債計	－	7,803,580	－	7,803,580

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関等から提示された価格によっており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル３の時価に分類しております。信託受益権以外の買入金銭債権については、債権の性質上短期のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

商品有価証券

商品有価証券は国債であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているため、レベル１の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物については、取引金融機関等から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

社債のうち自行保証付私募債は、残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル３の時価に分類しております。

これらに該当しない有価証券については、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、入手した価格に使用されたインプットに基づきレベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利による貸出金については、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。固定金利による貸出金については、貸出金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に内部格付等に応じた信用リスクを反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察できないインプットであることからレベル３の時価に分類しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基

づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル３の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金については、将来のキャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利による借用金については、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による借用金については、当該借用金の元利金キャッシュ・フローを残存期間に応じた適切な市場利子率に当行の信用リスクを反映した割引率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しているものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、現在価値技法やオプション価格評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しております。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025 年３月 31 日）

区　分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.1%－16.5%	0.3%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025 年３月 31 日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上					
買入金銭債権	901	－	0	△356	－	－	545	－
金銭の信託	1,885	61	△59	237	－	－	2,125	61
有価証券								
その他有価証券								
社債	52,466	18	△304	△3,122	－	－	49,059	－
その他	980	－	2	－	－	－	983	－

（３）時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部にて時価の算定に関する方針及び手続並びに時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や当行が算定した推計値との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

（４）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち自行保証付私募債の時価の算定で用いている割引率は、スワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

１．売買目的有価証券（2025年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△33

２．満期保有目的の債券（2025年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他有価証券（2025年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	330,457	74,271	256,186
	債券	128,789	125,697	3,091
	国債	93,022	90,348	2,674
	地方債	23,556	23,260	296
	短期社債	－	－	－
	社債	12,210	12,089	120
	その他	432,666	405,453	27,213
	小計	891,913	605,422	286,490
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,982	5,766	△784
	債券	406,635	422,817	△16,181
	国債	78,755	78,969	△213
	地方債	263,215	278,335	△15,120
	短期社債	－	－	－
	社債	64,664	65,512	△847
	その他	509,609	528,044	△18,434
	小計	921,227	956,628	△35,400
合計		1,813,141	1,562,051	251,090

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	21,157	12,370	418
債券	5,360	36	－
国債	4,862	27	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	498	9	－
その他	1,890,083	29,748	8,570
合計	1,916,601	42,155	8,989

６．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は88百万円（うち、株式88百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、又は30％以上50％未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2025年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の金銭の信託（2025年３月31日現在）

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	2,125	1,443	682	742	60

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年３月31日に成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年４月１日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.4%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は283百万円増加、繰延税金負債は2,431百万円増加、その他有価証券評価差額金は2,244百万円減少、繰延ヘッジ損益は161百万円減少、圧縮記帳積立金は25百万円減少、繰越利益剰余金は25百万円増加、法人税等調整額は258百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は275百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	2025年３月31日
役務取引等収益	
預金・貸出業務	3,698
為替業務	3,176
証券関連業務	1,022
その他業務	4,202
顧客との契約から生じる経常収益	12,100
上記以外の経常収益	197,802
外部顧客に対する経常収益	209,902

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額　2,433円58銭

２．１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　164円97銭